

[別紙]

様式1

事業報告書  
(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人博愛会  
①  財団  社団 (  出資持分なし  出資持分あり )  
②  社会医療法人  特別医療法人  特定医療法人  
 出資額限度法人  その他  
③  基金制度採用  基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 鹿児島県鹿児島市松原町3番31号
- (3) 設立認可年月日 昭和28年1月23日
- (4) 設立登記年月日 昭和28年1月28日
- (5) 役員

	氏名	備考
理事長	相良 吉昭	相良病院 管理者
理事	相良 正子	
同	土持 進作	さがらパース通りクリニック 管理者 放射線診療センター長
同	松枝 文子	
同	知覧 泰児	
同	福元 紳一	
同	畑山 博	
同	安田 雅朗	
同	松永 裕之	
同	光山 昌珠	
同	山口 浩宣	
監事	松田 将紀	
監事	織田 正洋	

- 注) 1. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第47条第1項参照）
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第49条の4参照）

## 2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
病院	相良病院	鹿児島県鹿児島市松原町3番31号	一般病床 80床
診療所	さがらパース通りクリニック	鹿児島県鹿児島市新屋敷町26番13号	一般病床 18床

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。  
 2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[ ]書で記載すること。  
 3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考
不動産業（賃貸）	鹿児島市松原町3-31	テナント
	鹿児島県鹿児島市樋之口町3番28号	テナント
不動産業（駐車場）	鹿児島市松原町2番16号	駐車場業
飲食サービス業（配達飲食サービス業）	鹿児島市松原町3-31	
飲食サービス業（喫茶店）	鹿児島市松原町3-31	

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和4年 6月28日 決算の承認

令和4年 3月28日 予算の承認、役員を選任

注) 以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

(6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

(7) そ の 他

以上



法人名 社会医療法人博愛会

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島県鹿児島市松原町3-3-1

## 貸借対照表

(令和5年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	1,827,392	I 流動負債	1,746,769
現金及び預金	881,783	買掛金	212,978
事業未収金	848,436	短期借入金	1,139,504
有価証券	10,311	未払金	59,643
たな卸資産	72,925	未払費用	147,302
前払費用	6,388	未払法人税等	71
その他の流動資産	7,547	未払消費税等	18,557
II 固定資産	8,789,911	預り金	37,817
1 有形固定資産	8,404,854	賞与引当金	130,895
建物	5,340,577	II 固定負債	8,334,474
構築物	64,059	長期借入金	7,990,195
医療用器械備品	262,812	退職給付引当金	247,883
その他の器械備品	239,134	長期未払金	92,358
車両及び船舶	32,628	その他の固定負債	4,037
土地	2,465,641		
2 無形固定資産	51,831	負債合計	10,081,244
借地権	222		
ソフトウェア	49,839	純資産の部	
その他の無形固定資産	1,769	科目	金額
3 その他の資産	333,225	I 積立金	536,059
長期貸付金	26,062	設立等積立金	362,240
敷金	980	繰越利益積立金	173,819
保険積立金	200,899		
繰延消費税等	97,991	純資産合計	536,059
長期前払費用	3,193		
その他の固定資産	4,099	負債・純資産合計	10,617,304
資産合計	10,617,304		

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。
3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金をするとともに、代替基金の科目を削除すること。





監 事 監 査 報 告 書

社会医療法人博愛会  
理事長 相良吉昭 殿

私たちは、社会医療法人博愛会の令和4会計年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和5年6月23日  
社会医療法人博愛会

監事

監事

